

「国における憲法改正議論の推進を求める意見書」提出の撤回を求める

自民党滋賀県議会議員団は、「国における憲法改正議論の推進を求める意見書」を県議会閉会日の13日に提出しようとしている。本意見書案は、安全保障環境の変化や、日本が1度も「憲法改正」をしてこなかったことを理由に、「憲法改正」を促す内容となっている。先の参院選で、自民党・安倍首相は、徹底した「憲法隠し」で選挙をやり過ごした。

ところが選挙がおわったとたん「いかにわが党の案をベースにしながら3分の2を構築していくか、これがまさに政治の技術」と「だまし討ち」的に改憲に着手しようとしている。議論の「ベース」におくという自民党改憲草案は、なによりも、9条2項を削除し、「国防軍」創設を明記し、海外での武力行使を無条件、無制限に可能にする危険な内容である。さらに、基本的人権を規定する97条は削除して、国民の権利を「公益及び公の秩序」で制限できるようにするもので、現行憲法を丸ごと破壊してしまうものである。

日本国憲法9条は世界でも最も進んだ恒久平和の条項をもち、30条にわたるきわめて豊かな先駆的な人権規定が盛り込まれているなど、世界でもっとも先駆的で豊かな内容を持っている。変えるべきは憲法ではなく、憲法をないがしろにしてきた政治こそ変えるべきである。

そもそも憲法とは、主権者国民が国家権力を拘束する国の最高法規である。国民は憲法改正ではなく、立憲主義の回復を求めている。憲法をないがしろにする安倍政権のもとで、日本国憲法を破壊する自民党改憲草案を「ベース」にした改憲案づくりの議論など到底許されるものではなく、これを促進するような本意見書を提出することは、平和を願う県民の思いにも背くものであり、撤回を求めるものである。

2016年10月6日

日本共産党滋賀県議会議員団